

くらし・なんでも相談

シリーズ No.28

「遺族年金」 「加給年金」



山口 正人 特定社会保険労務士

毎月第2土曜日は、弁護士、司法書士、社会保険労務士など専門家による無料電話相談日です。

今号は、様々な年金相談の中から遺族年金と加給年金について、当相談ダイヤル相



談員の山口正人特定社会保険労務士の相談事例からご紹介します。

【事例①】
《65歳になって自分の基礎年金を受給するようになったら、夫の遺族年金が減額されてしまったが。》
7年前に夫が亡くなり夫の遺族厚生年金を受給している。

今年10月で65歳になると、新たに国民年金から自分の老齢基礎年金が支給されると年金事務所で聞いた。国民年金の保険料を払っていない期間もあるが、それでも50万円くらいの年金が支給されると言われ、これから先収入が増えると思っていた。
ところが、先日、遺族厚生年金の金額改定の通知書が来た。今まで1回の支給額(2ヶ月分)が23万円だったが、15万円になるとある。これでは、せっかく老齢基礎年金がもらえても合計金額はほとんど増えない。どうして遺族年金が減らされるのか。

【回答】
遺族厚生年金は、死亡した夫が老齢厚生年金を受けているか、または厚生年金加入中で死亡した場合に、夫の老齢厚生年金(報酬比例部分)の4分の3の金額を基本として支給される。
また、夫の死亡当時、妻が35歳以上65歳未満か、遺族基礎年金の受給権(18歳未満の子

たは20歳未満の障害のある子のある妻があれば、妻が40歳以上65歳未満の間は中高齢寡婦加算として594,200円が加算される。

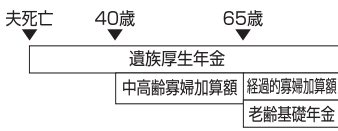
この中高齢寡婦加算額は、遺族厚生年金の受給権者が65歳に達して老齢基礎年金を受給するようになると打ち切られ、その後は経過的寡婦加算額が支給される。

経過的寡婦加算額は中高齢寡婦加算額より低い額となるため、遺族厚生年金全体としてみれば減額となる。しかし、同時に老齢基礎年金の支給も始まるため、年金の受取総額としては減ることはない。
遺族厚生年金受給者が老齢基礎年金を受給するようになると、遺族厚生年金が減額されるのではなく、一緒に支給されていた中高齢寡婦加算額が支給停止となるために、23万円が15万円に減額になったと思われるが、老齢基礎年金と合わせれば今までの受給額を下回らない。

ワンポイント

「経過的寡婦加算」

○経過的寡婦加算の額は、昭和61年4月1日から60歳に達するまで国民年金に加入した場合の老齢基礎年金の額と合わせる。中高齢寡婦加算の額と同額になるよう決められている。



【事例②】

《夫の加給年金対象となるには、妻の厚生年金加入期間が20年未満であれば良いのか。》
1年前に年金事務所へ年金相談に行った時、夫の老齢厚生年金に加入される配偶者の加給年金は、配偶者の厚生年金の加入期間が20年未満であることや、老齢基礎年金を受給していないなどの条件で加算されると言われた。

その時、まだ自分の厚生年金の加入期間は19年だったので、20年にならないうちに退職した方が良いのか質問したら、その必要はないと言われた。
しかし結果的には、退職せず20年以上加入してしまつたため加給年金が受給できなくなつた。

相談員の言葉を信じたために年間40万円も損をし、このままでは納得できない。加給年金がもらえるように、この件を年金記録確認第三者委員会へ申立てることができるか。

【回答】

加給年金は、厚生年金の被保険者期間が20年以上ある被保険者(中高齢者の特例あり)が定額部分を含む老齢厚生年金を受給するようになったときに、65歳未満の配偶者や18歳未満の子等の生計を維持しているときに加算される(別表1、2)。

このうち、配偶者の加給年金は配偶者が65歳になると支給が打ち切られるが、昭和41年4月1日以前生まれであれば、配偶者の老齢基礎年金に対して一定額の振替加算が行われることとなっている。しかし、配偶者が被保険者期間20年以上または中高齢者の特例の年数以上(別表3)で自らの老齢厚生年金を受給する場合には、加給年金は支給停止となり振替加算も行われない。

今回、年金相談時点で厚生年金加入期間が19年とのことだが、おそらく中高齢者の特例の年数をすでに上回っていたため、すでに加給年金の対象とならないことから窓口の相談員はその必要はないと言つたのではないかと思われる。

したがって、加給年金に関係なく厚生年金の加入期間が長ければ本人の年金が増えるわけであるから、相談員の回答は特に問題とならない。また、被保険者として加入していた期間が適正であれば、当然年金記録を取り消すことはできないし、さらに年金事務所の相談員の説明不足を理由として、年金記録を取り消すことを第三者委員会に申し立てることもできない。

別表1 加給年金額 (単位:円)

配偶者	227,900
1人目・2人目の子	各 227,900
3人目以降の子	各 75,900

別表2 配偶者の特別加算 (単位:円)

受給権者の生年月日	特別加算額	合計額
S 9.4.2~S15.4.1	33,600	261,500
S 15.4.2~S16.4.1	67,300	295,200
S 16.4.2~S17.4.1	101,000	328,900
S 17.4.2~S18.4.1	134,600	362,500
S 18.4.2以降	168,100	396,000

別表3 中高齢者の特例年数

S22.4.1以前	15年
S22.4.2~S23.4.1	16年
S23.4.2~S24.4.1	17年
S24.4.2~S25.4.1	18年
S25.4.2~S26.4.1	19年

※男子40歳以降、女子35歳以降の期間が生年月日によって上記加入年数であるときに該当

「年金記録確認第三者委員会」

○年金記録確認第三者委員会とは、4年ほど前、当時野党だった民主党が国会で追及して明らかになった「消えたり、000万円の年金記録」が問題となつたときに、総務省が国民の年金記録に対する不服申立てを受け付ける窓口を設置し、その記録回復に関する審査決定を、弁護士や社会保険労務士など外部の専門家に委任することとした行政機関。

第三者委員会への申立ては、①年金の保険料を払つたのにその記録がない、②会社で年金保険料を天引きされていたのにその記録がない、③天引きされていた保険料に見合った標準報酬が記録されていない、④脱退手当金を受け取っていないのにその期間の記録がなくなっているなどの理由により不服がある者が行える。

委員会では、申立て内容と関係者の証言、給料明細などの証拠書類等により記録回復決定の判断がされる。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。

くらし・なんでも相談「ほっとダイヤル」0120-399-6002